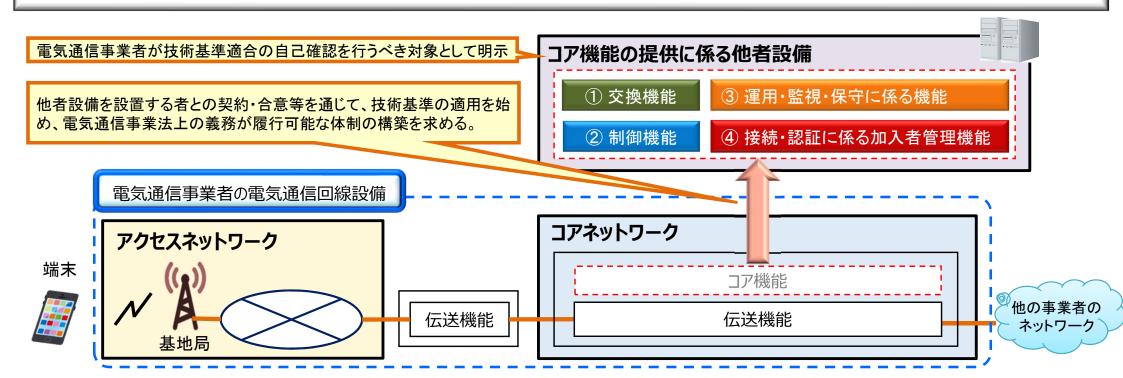
「電気通信事業法施行規則」改正の概要

改正の主なポイント

- ①交換機能、②電気通信設備の制御機能(仮想化した機能を制御するための機能を含む。)、③電気通信設備の運用、監視又は保守に係る機能、④通信の接続又は認証に係る加入者管理機能を、重要な機能(以下「コア機能」という。)として特定。コア機能については、他者設備(クラウドサービスの提供に係る設備を含む。)を通じて提供される場合においても技術基準の適用対象とする。【施行規則第27条の2第3号】
- 事業用電気通信設備の自己確認の届出事項に、コア機能の提供に係る他者設備の管理に関する説明書を追加。【施行規則第27条の5第1号】
- 電気通信事業者が自ら定める管理規程の届出事項として、コア機能を提供する事業用電気通信設備の全部又は一部を構成する設備の運用を他人に委託している場合(クラウドサービス等を通じて他者からコア機能の提供を受ける場合を含む。)における業務管理体制に関する事項を追加。【施行規則第29条第1項】
 - ※ あわせて、メタルインターネットプロトコル電話用設備と、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備について、事業用電気 通信設備の自己確認の届出項目が明確になるように整理。(届出項目に変更を加えるものではない。)【施行規則第27条の5】



制度改正に伴うマニュアル等の整備

事業用電気通信設備の自己確認届出に関する記載マニュアル

- 総務省では、携帯電話用設備を例として、電気通信事業者が技術基準適合の自己確認届出書を作成する際の具体例を示した「電気通信事業法に基づく事業用電気通信設備(携帯電話用設備)の自己確認届出に関する記載マニュアル」を策定し、公表している。
- 今般の改正に合わせて、技術基準適合自己確認の対象となる設備(他者設備を含む。)の範囲を明確化するとともに、コア機能の提供に係る他者設備の管理に関する説明書の記載方法を追記。

管理規程記載マニュアル

- 総務省では、電気通信事業者が自ら定める管理規程の各記載事項について具体例を示した「管理規程記載マニュアル」を策定し、公表している。
- 今般の改正に合わせて、コア機能を提供する事業用電気通信設備の全部又は一部を構成する設備の運用を委託している場合や、他者が提供するクラウドサービス等を通じてコア機能の提供を受ける場合に求められる業務管理体制の記載方法を追記。

その他

以下の告示について、手続等のデジタル化を促進するための改正※を実施。

- 平成27年総務省告示第67号(管理規程の細目を定める件)
- 昭和60年郵政省告示第228号(事業用電気通信設備規則の細目を定める件)
- ※「建築物等において掲示する方法」等の物理空間上での行動を前提とした例示の削除、 電気通信役務の品質について定期的に確認を求める際にデジタル技術の活用による確認を含むことを明記 等